



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>

市バス山田裁判逆転勝訴



逆転勝訴に両手をあげて喜ぶ山田さん

2016年4月21日、名古屋高裁（孝橋宏裁判長）は、遺族の請求を棄却した名古屋地裁判決を取り消し、地方公務員災害補償基金名古屋市支部の処分を取り消す判決を言い渡した。孝橋裁判長は、「**時間外労働は月60時間を超え、心身の余力を低下させた可能性がある**」とした上で、地裁が明らかにしなかった乗客転倒事故は「**山田さんの運転したバスの中で発生したと断定するのは困難である**」と明言し、4か月の短期間に「添乗指導」「苦情メール」「乗客転倒事故」がおき、繰り返される指導のため、強い精神的負荷を受け、精神疾患を発症したとして、自殺は公務が原因と認めた。

目次

市バス山田裁判逆転勝利判決	1
勝訴まで9年の歳月	2
高比良判決	3
TPPは日本を滅ぼす	4
若者達とつながろう	5
リニア新幹線	6
いのちのビザ	7
メンタル疾患の知識	8
第一交通	10
スウェーデンでは小学生も労働者	11
「自殺を予防する」学習会	12
自治労連の活動	13
裁判日程	14
エッセイ	15
当面の日程	16

当たり前前のごことが認められるのに9年の歳月が!!

市バス運転士山田明さんの公務災害を支援する会

2007年6月13日、市バス運転士山田明さん(37才)が焼身自殺により自ら命を絶った。明さんのパソコンに、「パワハラ」を訴える書き込みを発見したご両親は、2008年基金名古屋支部に公務災害認定請求を行った。

ご両親は息子の突然の死に、「仕事で何かあったのではないか」と書面で尋ねた。野並営業所長は「私どもにもつかめておらず当惑している」と回答。事件から一カ月後、パソコンからパワハラを訴える内容の「上申書」と「進退願」が見つかり、添乗指導で「葬式の司会のようなしゃべり方はやめるように」と指導されたこと。客からの苦情に対し陰湿な指導が行われたこと。「乗客転倒事故」の運転士だと決めつけられ、自殺を図った前日に警察署に出頭させられていたことがなど明らかになった。しかし基金支部は2011年1月公務外決定した。

情報公開により入手したBDCSデータ(停留所毎の乗降客数の記録)は、転倒した乗客は明さんの運転するバスには乗っていないことを証明した。しかし基金支部は審理最中に審査会会長の辞任・交代というきわめて不自然な人事を発令した後、「転倒事故の運転士でなかったとしてもたいした負担はな

い」として2012年9月請求を棄却した。

2013年2月裁判に提訴し、明さんへの「人権侵害」、指導という名の「パワハラ」、乗客の転倒事故は「明らかなえん罪」、と主張してきた。地裁判決は、意外にも原告も被告も主張していない、「運転の失敗」にすり替えて、「被害もなく損害もなく精神的負荷は大きくない」とし、転倒事故の認否は明らかにせず、2014年3月提訴を却下した。

当たり前前のごことが当たり前前に認められるのに9年の歳月と年老いたご両親の踏ん張り、そして多くの人の支援がないと認められない異常な社会。こんなゆがんだ社会を許せない。人権を蔑ろにする企業、法律を守らない企業を許すな。人間らしい労働を実現しよう。

- * 交通局はご両親に謝罪せよ。
- * 働く人の人権を大切に、住民が安心して利用できる市バスに務めよ。
- * 地方公務災害補償基金は素直に事実認定の誤りを認め、上告するな。

無念を晴らした

原告 山田 勇

名古屋高裁は、息子が受けた3つの事件(人権侵害、パワハラ、えん罪)をすべて事実と認め、強い精神的負荷を受けたとして、公務災害とする判決を出した。事実を隠ぺいしてきた交通局は、この間事故隠しをはじめ不正な人事などが明らかになった。交通局は何をやっているんだという思いでたたかってきた。息子の命のかわりに職場環境が少しずつ良くなっているかなと思う。



「家族の会」から祝福の花束を受け取る山田さん

司法までも「労働者の使い捨て」をゆるすのか！！

名古屋地裁不当判決

デンソー元期間工高比良さんの労災認定済みの損害賠償請求を棄却

事務局員 竹久 憲一郎

《高比良裁判とは》

高比良さんはデンソー西尾工場（カーエアコン製造）のライン作業に従事していました。仕事はプレス部品の検査、選別です。上流から流れてきたプレス部品を 10 枚ほど片手で掴み取り目視で塗装ムラ、塗り忘れ。プレス不良を見分け不良品は回収箱へ、合格品を次工程運搬箱へ分類するという根気と熟練を要する仕事です。

2009 年 5 月 28 日、この日は上流ラインから不良品が多く、そのうえ製品運搬箱の準備ができてなくて俄かに規定の 2 倍の大きさの箱を使うこととなりました。この箱はデンソーの社内規定により連続作業で禁止している 10 kg を超える 14 kg の箱です。昼前突然右肩に激痛が走り耐えかねて上司（社員）に訴えましたが取り合ってくれず昼休みまで作業を続け医務室にゆき、その後は健康保険証を使って受診したところ「右肩鍵盤損傷」と診断されました。契約満了退職後（期間工は最長 3 年で期間満了）労災申請し愛知労働局の段階で後遺障害が認定され岡崎労基署西尾支所の不支給決定を覆し労災認定されました。

デンソーは仕事は関係ないとして全く取り合わないため安全配慮義務違反で損害賠償請求を提訴したという裁判です。

《裁判の意義》

高比良さんの裁判は、直接には、会社に対し安全配慮義務違反に基づく損害賠償の支払いをもとめるもので、会社に対して、労働者を安全に働かせる義務をおっていることを自覚させ、それを誠実に果たすよう求めているのです。

さらに、高比良さんの裁判は、非正規労働

者（期間従業員）の高比良さんが会社に対して声をあげたという点でも大きな意味もっています。高比良さんは、正社員に対して仕事を助けてくれるよう頼みましたが受け入れてもらえず、無理な働き方を続けた結果怪我を負うことになってしまいました。

会社に、非正規労働者は「使い捨て」にできる労働力だと考え、誠実に対応しない姿勢があったとしたら大問題です。昨年、わが国では、非正規労働者の割合がついに 35 パーセントを超えました。そのこと自体の問題をさておいても、少なくとも、非正規労働者に対して労働者の権利が十分に保障されなければ、私たちの社会は安心して働き、暮らしていける社会にはなりません。

高比良さんの裁判は、高比良さんと株式会社デンソーの問題にとどまらず、私たちの社会が、今後、安心して働ける社会になれるかどうかを問いかける重要なものなのです。同じ仕事をしていても社員と非正規は天地の差があります。期間雇用の場合身体を痛めれば期間満了で使い捨てとなってしまう。非正規雇用の問題を訴える裁判なのです。

《労働者の使い捨てをゆるすな》

判決は「原告の請求を棄却する」とされました。理由は「作業が加重とは評価できず、デンソーに安全配慮義務違反があったとは認められない」というものでした。労災の後遺障害が認定されているのに安全配慮義務違反はなかったとはとても納得できるものではありません、もちろん控訴しました。

安心して働ける社会への司法の挑戦に対し負けるわけにはゆきません。大きな支援が必要です。

TPPは日本を滅ぼす！

事務局員 大家 信義

4月17日「TPP批准阻止あいちフォーラム」が労働会館で開かれました。愛労連、食農健、健康センターなど10団体が共催し、TPPとは何か、何が問題かについて学習、交流しました。

講師は岩月弁護士、医師の板津さん、農民連の真嶋さん。

TPP条約は英文で21分野、約7000ページ、うち日本語に訳されているのは2000ページ。交渉経過は明らかにされていません。

条約は法律に優先し、公用語は英語、スペイン語、フランス語です。フランス語が採用されたのはカナダのケベック州に気を使ったものです。日本語が使われていないことも問題です。TPPが目指すグローバルな世界、各国の主権の上にグローバル資本をおくものです。

TPPの決定者は誰にも責任を負わないし法理はグローバル資本の利益の尊重、最大化です。

日本の一部の富裕層と大企業はグローバル化しています。今日話題となっているタックスヘイブン（租税回避地）問題はグローバル資本暗躍の典型です。

ケイマン諸島などに数万社、数十兆円が秘匿されています。TPPは庶民の生活も直撃します。食品への安全の不安、自給率の更なる低下、医薬品の高騰、社会保障や年金の市場化も進められます。

TPPの実効化に日本は決定的に低位置にあります。

本質を見抜き、阻止することの重要性を学びました。

講演会のお知らせ

参加無料 要事前連絡

東海地区私大国庫助成推進協議会

テーマ

貧困ビジネス化する奨学金制度と 苦悩する学生たち

日時：5月19日(木)19:00～

場所：労働会館本館2階会議室

名古屋市熱田区沢下町9-3

講師 大内裕和氏

(中京大学国際教養学部教授、「愛知県学費と奨学金を考える会」相談役、愛知奨学金問題ネットワーク代表、奨学金問題対策全国会議共同代表、奨学金問題についての講演多数)

わかものたちとつながろう

事務局員 高垣 英明

フェイスブックでつながっていた教え子の玉置君から突然、「先生2月末のシールズ東海（SEALDs TOKAI）の集会に来てください」と集会の誘いが来ました。教え子から誘われたらいけないわけにいけないかと、久しぶりに集会に参加しました。彼は元気に車の上でスピーチをしており、そのスピーチの文章をもらい健康センターのニュースに投稿することにしました。そんな経緯で玉置君に健康センターに来てもらいました。

玉置君はどのような経緯でシールズ東海に入るようになったのか、どのような活動をしているかなどを紹介しましたが、話は当然大学生の生活実態の話につながりました。『中には、遊びのためにバイトしている人もいますが、今は本当にみんな苦学生だ。奨学金といっても返済しなくてはいけない。僕は、毎月3万円受け取っているが、72万円の借金になっている。毎月5万円の人もある。奨学金という名前の借金だ。みんな学生の時からお金のことを心配している。今、大学で社会保障について勉強しているが、年金などについてすごく関心持っている。自分の支払ったお金がそれだけ戻ってくるのかとか、すごく心配な状況です。社会保障も十分でないのに軍事費とかに回ってしまう。それもみんなの動機になっている。生活保障・社会保障、そちらをしっかりとってほしい』『夢を持ってと言われても夢を持ってない』等と語りました。

話も終わりになって同席していた元高校教諭の宮崎さんが『この機会だから、若いみなさんに言っておきたいことがある。大学卒業して3ヶ月か4ヶ月で働かされすぎてうつ病になって自殺してしまう人がいるんだね。それは大学在学中に、労働者の権利だとか労働法についてうつ病についての知識がなくて、会社にいわれるまま働きすぎてうつ病になってしまう。本当は大学生が過労死の問題につい

て学ぶ機会があるといいなあ』と提案すると、玉置君の方からも『あっ、それいいですね。そういうことしたいなど。だってそういう話出ないんですよ。就活といってもそういう話ではなくて、どんな会社があるとか給料がどうかそんな話ばかり、バイトでそんな話が時々出てくるぐらい。ブラック企業とよく言われるが、実態がよくわかっていないし、まさか自分にふりかかってくるなんて思わない。知識も全くない。そういうことを大学の就職の窓口もやらないので是非』と、若い人たちの実態から積極的に知りたいと応じました。宮崎さんは『私たちが若いみなさんに提供できることってそういうことです。しかし、それが日本の未来にとって限りなく大きなものだと思っている。市民の運動にとっても意味のあることだ。そういう意味でこの連携がつながり、成功することを願っています。若い人たちにとっても重要なことです』と述べ、話し合いは終わりました。

若者たちの生活実態が、自分の子育てのときに経験した時の状況と大きく違ってきており、かなりひどくなっていることを知りました。若者たちは思った以上にブラックバイトとか就職してすぐに自殺に追い込まれる状況などに敏感になっていることを知りました。この若者たちに労働法や労働組合の持つ役割をしっかりと認識してもらって、過労死防止の運動がさらに広がっていくことを願います。考えてみると過労死防止の運動なんて津波の防災活動のようなもの。津波が襲ってくるなんてとても想像できないけれど、万が一のことを考えて防災活動をする。津波が起きるのは防ぐことができないけれど、過労死・過労自死は防ぐことができる。労働運動もここにもっと力点を置くべきではないかと思うようになりました。

リニア新幹線は必要か？

—— 次々表面化する問題と原告適格

リニアを問う愛知市民ネット 小林 収

図は、リニア問題を懸命に追っているフリージャーナリストの檜田秀樹氏が、最近の「週刊プレイボーイ」に執筆された記事「リニア新幹線のルートで高放射線値を計測!!」に掲載されたものです。

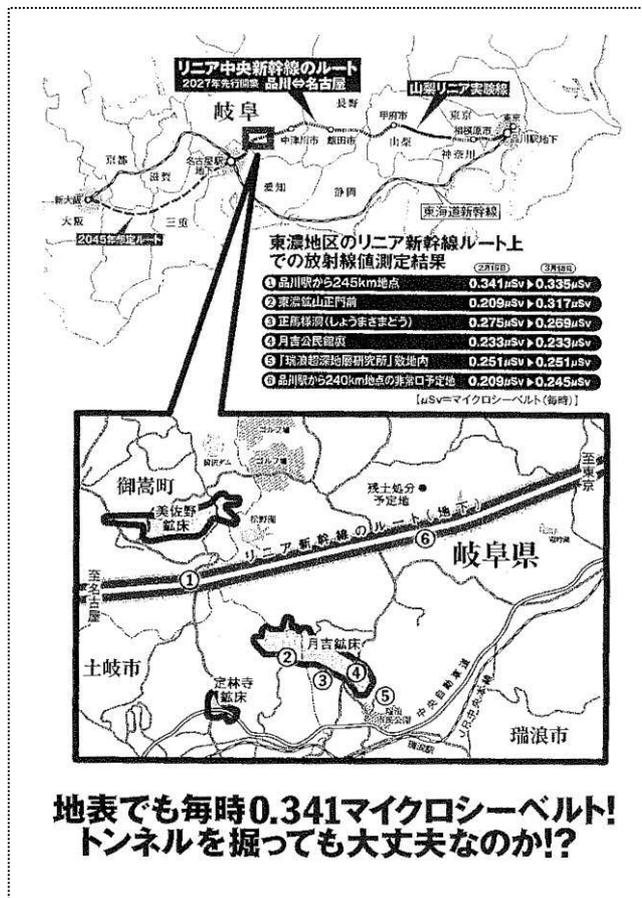
この図は、檜田氏が、市民団体が実施した岐阜県東濃地区のウラン鉱床とリニア新幹線の地下走行ルートとの関係の調査活動に参加した結果をまとめたものです。驚くべきことに、品川駅から245kmのルート直上で、毎時0.335マイクロシーベルト（年間約3ミリシーベルト）の放射線値測定になったのです。これは国の安全基準の年間1ミリシーベルトをはるかに超えています。

JR東海は、環境アセス準備書で「ルートはウラン鉱床を回避しているので問題ない」としていましたが、岐阜県知事の意見を踏まえて、極めて限定的にボーリング調査をする」と回答しています。

JR東海は、昨年来、南アルプスの28kmトンネルをはじめとして、主要な工事を次々と契約発注をしています。工事作業が具体化するにつれて、上述のような沿線の問題も次々に発生しつつあります。

他方、いち早く、リニア新幹線問題を市民運動の課題として取り組んだ「リニア新幹線沿線住民ネットワーク」では、国交大臣に対して工事着工認可の取り消しを求める行政訴訟を準備していますが、この訴訟の原告には、国交大臣の認可という行政処分に対して、一昨年の12月17日までに異議申立をした者しかありません。

しかし、昨年以降、沿線の住民のみなさんが工事の具体的な内容を知って、リニアが自らの生命・健康・居住環境へ及ぼす影響に不



**地表でも毎時0.341マイクロシーベルト!
トンネルを掘っても大丈夫なのか!?**

安に感じる声は、ジワジワと広がっています。上述のウラン鉱床問題は、その一例です。

倫理的・理念的な視点から、そもそもリニア新幹線などはいらないとする行政訴訟では、沿線住民の具体的な被害の救済対策とはなりません。ここに、リニア新幹線反対運動が抱えている根本的な問題があります。

しかし、一民間企業であるJR東海に資料をすべて開示させて、あくまでも国民的議論を求めるといった闘いの原則を忘れることなく、頑張る覚悟です。変わらぬご支援をお願いします。

ユダヤ人を救った いのちのビザ

愛と人道主義を貫いた杉原千畝

事務局長 鈴木 明男

1940年、第2次世界大戦のさなか、ナチス・ドイツ軍にポーランドから追われたユダヤ人がリトアニアの首都であったカウナスの日本領事館に大勢押しかけました。ユダヤ人はナチスの大量虐殺を逃れるために、ソ連、日本を経由してそれ以遠のアメリカなど第三国へ移住するしかない。そのためには日本を通過するビザが必要だったのです。

日本領事館の任務は対ソ連の情報収集でした。千畝は領事館に押し寄せたユダヤ人の求める「ビザの発給」を外務省に何度も仰ぎます。だが、外務省からの返事は「発給するな」でした。でも、この人たちを見殺しにすることはできないと「いのちのビザ」の発給を決意したのです。その日「幸子（ゆきこ）、私は領事の権限でビザを出す。いいだろう？」「そうしてあげてください」と夫の決意をあと押しした妻に勇気づけられて、手書きでビザを書き始めます。

5日後、次の赴任地チェコ・プラハが決り、一カ月足らずの出来事でした。毎日ビザを夜遅くまで書き、カウナスを離れる国際列車に乗ってからも列車が動き出すまでビザを書き続けたのです。その数およそ6,000通。カウナスの日本領事館は千畝の転出と共に閉鎖されました。この後、アウシュビッツの収容所で600万人ものユダヤ人が虐殺されたのです。

千畝の決断は領事として個人の権限でビザを発給し、多くのいのちを救った素晴らしい行動です。

1968年千畝夫妻はビザを受け取り無事に

脱出したユダヤ人と28年ぶりに日本で再会するなど、そのような流れの中で、いのちを救った偉業が、国会でも取り上げられて(1992年)次第にクローズアップされます。

千畝が岐阜県八百津町で生まれた(1900年)ことは知っていましたが、通った学校が名古屋の古渡尋常小学校(現:平和小学校)であることをつい先日知り、訪れてみました。

玄関で掃除している用務員さんに尋ねると丁寧に2階の千畝コーナーを案内してくれま

した。オール甲の通信簿や記録の冊子など解説して頂き、そのあと千畝の生誕100年を記念して、校庭にチャイムが設置されたことを教えてくれて、そこへも案内して頂きました。その時、子どもが走り寄ってきて「校長先生」と呼んだのです。私の

頭の中で用務員さんが一瞬にして校長先生に激変しました。

千畝は愛知県立第五中学校(現:瑞陵高校)を卒業。名古屋で青春時代を過ごしたこと。更に名古屋市は「平和小学校と瑞陵高校を結ぶ道を『千畝ロード』と名付けて整備します」と校長の山内裕治先生から紹介されました。この日、私は千畝のお陰で命の大切さを深めることができました。

10年ほど前「シンドラーのリスト」の映画を見ました。シンドラーはナチス党員の実業家でした。自分の経営する工場にユダヤ人を雇い、いのちを救ったのです。その数1200人。シンドラーも千畝もユダヤ人の「いのちを救った」ことに共通の感動があります。



平和小学校にある千畝のチャイム

睡眠の話（2）

精神科医 古水 克明

前回、睡眠というテーマについて書かせていただきました。

良い睡眠について考えるときに大事なことは、

- 1) 何時間寝なければだめという絶対のきまりはない。次の日、困らずに生活ができ、それが続いていくなれば、それがその人にとっての適正な睡眠です。時間にこだわると、かえって眠りにくくなり、睡眠の質を落としてしまいます。
- 2) 眠れないときには、まず、環境の調整です。

そうしていろいろ工夫してみても、それでもまだうまく眠ることができず、生活に支障が出るということであれば、お薬を使う必要もでてきます。

さて、眠りをよくするためには、どんなお薬を使うのでしょうか？

いわゆる「睡眠薬」とされているものには、現在、その働き方の仕組みから大きく分けて、三つのタイプがあります。

一つ目が、脳のGABA受容体という部位に働いて眠りをもたらすものです。現在使われている睡眠薬のほとんどはこのタイプです。商



品名でいうと、マイスリー、アモバン、レンドルミン、ロヒプノールなどです。薬によって作用時間が違うため、「寝付けない」という場合には、すぐに効いて比較的早く体から消えていくタイプのものを使います。（このタイプを「睡眠導入剤」とよぶ人もいます）「夜中に目が覚めてしまう」「朝早く目が覚めてしまう」という場合は、持続時間が長いものを使います。持続時間によって、使い分けるわけです。

どのようなお薬でも、多かれ少なかれ、副作用というものが生じます。

睡眠薬について、問題となる副作用としては、目が覚めても薬の効果が残っていて、ぼーっとしてしまったり、筋弛緩作用によってふらつきや転びやすくなる、継続して使っていた薬を突然一気に中止すると、反動で眠れなくなり強い不安に襲われる、などがあります。一番最後の現象を「反跳性不眠」といい、始めた睡眠薬がなかなかやめられなくなる原因の一つです。

この脳のGABA受容体が刺激されると、人間は、不安や緊張がおさまりません。

実は、いわゆる「安定剤」というお薬、医学的には「抗不安薬」というのですが、これらも睡眠薬と同じで、GABA受容体に働きかけます。仕組み的には、睡眠薬と抗不安薬（安定剤）は同じ物で、眠くなる作用の方が強いものを「睡眠薬」と呼び、気分の落ち着く作用の強い方を「抗不安薬」と呼んでいるだけなのです。ちなみに、アルコールもこのGABA受容体の作用を高めますので、睡眠薬・安定剤とアルコールを同時服用すると、薬が効きすぎてたいへん危険です。

最近になって、新しく開発されたのが、これから説明する二つのタイプのものです。

その一つは、脳のメラトニン受容体に働きかけるものです。メラトニンというのは、ホルモン的一种で、この放出量が増減することで、一日の中の睡眠と覚醒のリズムが作られています。メラトニンが体内時計を動かしているわけです。このお薬（ロゼレムという名前ですが）は、そのメラトニンと同じ働きをすることで、睡眠覚醒リズムを調節し、決まった時間に眠りをもたらすという仕組みです。そのため、ふらつきや、反跳性不眠は少ないのです。そのかわり、リズムを調節するため、飲んだその日から効くというより、2週間程度継続してはじめて、効果が現れてくることが多いです。

もう一つは、これがいちばん新しく発売された薬ですが、脳のオレキシン受容体という部位に作用するものです。（商品名はベルソムラといいます）オレキシンという脳内の物質が働くことで、人間は目を覚ましているのですが、この薬はその働きを邪魔することで、眠りに導くものです。この薬も、GABA受容体には作用しないので、鎮静作用はなく、したがって反跳性不眠は少ないとされています。

現在、睡眠薬として一般的に処方されているのは、この三つのタイプなのですが、それ以外にも薬の選択肢はいくつかあります。

私は、漢方薬をお出しすることもよくあります。眠れないという患者さんに、漢方薬を提案すると「えっ漢方に睡眠薬なんてあるんですか」と驚かれるのですが、寝る前にあれこれ考えてしまってなかなか眠りにつけません、と言うような場合、例えば「酸棗仁湯（サンソウニントウ）」や「加味帰脾湯（カミキヒトウ）」などを処方し、これでよく眠れる方もいらっしゃいます。漢方薬の良いところは、やはり、次の日に薬が残ってしまいふらふらとする、やめると反動で眠れなくなるなどの作用が少ないところでしょう。夜中に目が覚めてしまったときなどに、睡眠薬を追加でのんでしまうと、こんどは翌朝起きられないと言うことが起きやすいですが、漢方薬の場合は効果がマイルドなぶん、そういうことは少ないようです。

最後に、不眠でお薬を飲む場合に、頭に置いておくと良いことを。

1) まず、それがどんなタイプの薬なのか、医者によく聞いておいてください。寝付きを良くする薬なのか、途中で目が覚めない薬なのか、また副作用があるとしたらどんなことが起きやすいのか、何に気をつけたら良いのか、分かった上で飲みましょう。

2) 飲むタイミングに気をつけてください。とくに超短時間型の睡眠薬は、あっという間に効いてきます。寝る前の支度がぜんぶ済んで、後はもう布団に入るだけ、というところで飲んでください。薬を飲んだ後に思い出して、明日の準備を始めたり、お風呂に入ったりしないでください。危険です。

3) 指示を守って飲みましょう。一日飲んで効かなかったとしても、副作用がひどくて危険な場合をのぞいて、何日か指示の通りに続けて飲んでみてから、医師に状況を話しましょう。人間の体調は一定ではないので、お薬が効いても眠れない日もあります。また、眠れないからと言って、自分の判断で量を増やさないで下さい。量を二倍にしても、効果は二倍にならないことが多いです。（それなのに、副作用は、二倍になることが多いのです、残念ながら…）



労働組合つぶしを狙う業界トップのタクシー会社

「第一交通をまともな会社にする会」結成総会

愛知健康センター事務局員 吉川正春

九州のタクシー会社が地方タクシーを吸収合併し、労働組合を徹底的に敵視していると言う、うわさ程度話を聞いていました。自分の住まいが同じ町内にあることもあって関心もあり、2月25日、結成総会に参加しました。

極めてあくどい労働組合攻撃

主催者のあいさつ(愛労連樽松議長)に続き、弁護団を代表して塚田弁護士が「事件の概要と最近の状況報告」をされました。第一交通産業(株)はグループ会社146、グループ従業員15,000人、各地のタクシー会社を買収し業界最大手にのし上がった会社です。

名古屋では「有給休暇を認めない」「全員懇談会、営業車の車内清掃など、乗務以外の勤務に賃金を払わない」「洗車代として給与から天引きする」などの不当な労働行為が行われているそうです。

労働組合つぶしも熾烈です。組合を辞めさせるために現金を渡す。親族を使って説得させる。暴力団の影を散らつかせおどす、など。

組合員個人への攻撃もひどい。組合員には古い車両に乗務させたり、スリップサインの出ているタイヤの交換依頼を無視したりする。些細な理由で乗務させない。客への配車を意図的に外す。委員長のタイヤのねじを緩め事故につなげる。書記長の車が会社構内で7度にも及びパンクをさせられるなど驚くことばかりです。

労働組合つぶしに屈することはできない

会則と役員(会長：樽松佐一愛労連議長、事務局長：谷藤健二愛労連副議長を始め、副議長7人、事務局次長、事務局員(4人)などを満場の拍手で選出しました。



「総会」で挨拶する第一交通の労働者達

争議団の決意表明は第一交通労組成田喜博委員長です。お客様に安心・安全の足を提供するタクシー業務に誇りを持って闘うと表明されました。その上で、「会社は労働委員会の不当労働行為の指摘を受けても、監督署の是正命令を受けても、裁判で敗訴しても全く問題ない。会社の目的は争議が長引けば「兵糧攻め」により、組合員も組合もなくなること。それが狙いだ。絶対屈することはできない」と物心両面の支援を要請されました。

社員は悪くありません

悪いのは会社です

最後に「みなさん、社員は悪くありません。悪いのは会社です」と訴えられました。この事件の本質を物語っています。会社の不当な攻撃に反撃し、勝利するだけでなく、労働組合敵視を止めさせ、労働者の権利が守られ健康に業務に就くことができ、安全・安心な市民の足として喜ばれる会社に再生することが大きな使命と言えます。御健康センターの仲間と支援していきます。

スウェーデンでは小学生も労働者

愛知健康センター相談役 平松 晃

スウェーデンの労働安全衛生法では適用労働者で最も多い業種は学生です。オーストラリアの労働基準監督署を訪問した時に安全対策で学校の校庭の鉄棒の下にクッション材を敷くことが表彰事例としてあげられていました。オーストラリアも学生を労働安全衛生法の範疇に入れているようです。人間を大切にしている国に共通している。

2012 年度に小学校で起きた組み立て体操による事故は 6533 件、2013 年度での事故事例は 8500 件超となっている。静岡県の中学校では下敷きになった生徒が頸椎骨折し、両親が学校を相手に訴訟を起こした。

ピラミッド以外の事故でも、福岡県の県立高校の男子生徒が肩車された際に後頭部から落下して首の骨を折り障害を負ったケースや、演目指導に当たっていた名古屋市の市立小学校側が事実と異なった報告書を作成し裁判所から「被害児童に嘘の証言を強いた」など各地で学校側の安全対策をめぐる裁判が行われた。

労働安全衛生法では高さ 2 メートル以上で働かせるときは安全措置（足場の設置、安全帯、防網など）を取らなければならない。



事故が多発した組み体操のピラミッド

つまり、無防備では高さ 2 メートル以上の所に労働者である学生を上げてはいけないのである。

日本では学生時代に労働安全衛生法の趣旨とは全く違う教育を受ける。

教員の長時間労働は世界の常識外れ！

経済協力開発機構（OECD）は、加盟国など、世界 34 か国の国と地域の中学校にあたる学校の教員に勤務や指導環境を調査した。日本の教員の仕事時間は 1 週間約 54 時間で、参加国平均の約 38 時間を上回った一方、指導への自信が参加国・地域の中で最も低いことが分かった。日本が調査に参加したのは初めて。

調査結果では、1 週間の勤務時間は加盟国平均の 38.3 時間に対し、日本は 53.9 時間で最長だった。授業とその準備に費やす時間はほぼ変わらないものの、部活など課外活動指導 7.7 時間（平均 2.1 時間）、事務作業 5.5 時間（平均 2.9 時間）。なお、授業以外に費やす時間が飛び抜けて高かった。授業時間は、17.7 時間で平均の 19.3 時間より短かった。

宿題は持ち帰り残業だ！

一方、生徒のほうではスウェーデンをはじめとして、特に夏休み等の長期休暇においてもほとんど宿題（home work）がない。労働者であれば持ち帰り残業である。さらに、塾などに通っていればなおさらである。このようにして日本の学校では安全衛生法・労働基準法を無視したブラック企業にも耐えられる人材を作っている。

事務局会議で、WHO報告書を学習

事務局員 鈴木 利往

現在、愛知健康センター事務局会議では、会議の冒頭に「WHO 報告書『自殺を予防する』～世界の優先課題～」の学習会を行っています。ここでは、報告書の内容の要約を紹介すると共に、会員が自殺予防のゲートキーパーとして力を発揮し、自殺予防の一助になればと考えます。

この報告書は、WHO が 2014 年 9 月 4 日に、WHO 本部で行われた発表会で発行されたもので、WHO の初めての出版物です。日本では、自殺予防対策センターが日本語訳を発刊しました。

報告書の目的

報告書の目的は次の五点です。

- ①自殺は公衆衛生上の重要な課題という認識を向上させる。
- ②自殺予防を世界的な保険の課題として優先させる。
- ③自殺ハイリスク者について、各国に効果的な取組を奨励し支援する。
- ④自殺予防に関する科学的根拠に基づく提案を行う。
- ⑤国際的および国内における支援協力を呼びかける。

報告書の構成内容

報告書の内容は、以下の五章からなっています。

第1章 自殺と自殺企図に関する世界の疫学

人口30万人以上のWHO加盟国172か国における自殺死亡者数や自殺死亡率の推定値について、WHO地域別や所得別、年齢階級や性別による比較を示している。

第2章 危険因子・保護因子・関連する介入

危険因子を保険医療システムの、社会的、地域的、人間関係による、そして個人的な領域にグループ分けし、全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入という理論的フレームワークで区別された関連する介入と結びつけて説明している。

第3章 自殺予防の現状

国際自殺予防学会(IASP)とWHO精神保

健・物質乱用部が実施した、自殺予防に関する各国の戦略や活動についての実態調査の結果が掲載されている。

第4章 自殺予防に向けた包括的な国としての対応に向けて

自殺予防戦略の構成要素を具体的に示し、日本、チリ、スイス、スコットランドにおける戦略的事例紹介されている。

日本は、WHOが推奨する多部門連携する協働アプローチによる包括的な自殺予防を展開することで自殺死亡者数が減少した戦略的事例紹介に至った。

第5章 自殺予防のための今後の展望

国としての戦略がある国、いくらかある国、ない国のそれぞれが、今後とるべき行動が提案されており、わが国のような包括的な取組を実施している国々には、当該対策の評価と改善が重要であると明記されています。

(次回は「第1章 自殺と自殺企画に関する世界の疫学」の要約を報告予定です。)



公務員の削減はすでに限界

安心して働き続けられる職場を！

自治労連愛知県本部 執行委員長 伊藤 慎次

熊本・大分に大きな被害をもたらした地震で、4月24日現在、未だ6万人近くが避難を余儀なくされている。現地では、全国の自治体からの派遣職員も含め、懸命の復旧・救援活動が続けられており、22日からは熊本市社協が全国からのボランティアの受付を始めた。

当面のボランティアの活動の内容は、避難所での清掃活動や被災者のニーズ調査・ポスティングなどが中心となっているようだ。

こうした状況のもと、熊本県労連を軸に、全国災対連、全労連として、統一して復旧・救援にあたろうと、その具体化に向けた努力がなされており、自治労連も現地対策本部をつくり、全労連・災対連の取り組みに結集しよう準備している。5年前の東日本大震災でも自治体職員は、自らが被災者でありながら住民生活を最優先し、昼夜を問わず救援・復旧に取り組んだ。熊本・大分でも同様である。

また、これまで全国の自治体の職員も一刻も早い救援・復旧をという願いを胸に、自治体からの派遣とあわせて、培ってきた知識や経験を生かしたボランティア参加を行ってきた。今回もそのように考えている。しかし、そうした自治体職員の願いを妨げている事態も5年前の東日本震災時よりも一層進行している。

地方公共団体の総職員数は、退職不補充、非正規化、アウトソーシングなどにより、1995年から21年連続して減少し52万人超の削減となっている。一方で、職員の「精神及び行動の障害」は100人に1.24人の割合で発生しており、99年の3.8倍となっている。職員の削減は、労働強化や健康破壊に加え、公務公共サービスの質を大きく低下させている。

政府の諮問機関である地方財政審議会ですえ、昨年12月に発表した意見書で、



「地方自治体は、社会保障等の対人サービスを担っており、これらのサービスを適切に提供するためには、一定のマンパワーの確保が重要である。今後、少子高齢化への対応や社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応がますます求められることを考えると、これまでと同じように地方公務員の数を減らすことは限界にきている」と指摘している。

京都府は、府内市町村人事担当者を集めた会議で、「これ以上の人員削減は限界にある。削減ありきでない定員管理計画を持ってほしい」と要請するまでになっている。

「住民のためにいい仕事がしたい」「安心して働き続けられる職場をつくりたい」という職場組合員の思いや要求を結集し、公務公共サービスに責任を持つ職場のあるべき将来像を自治体当局に示し、住民との共同を広げてたたかえば、要求実現の展望を切り開くことができるということを確認に、憲法をいかす自治体づくりと、自治体職員の人員増を求めるたたかいをすすめる必要がある。



裁判の進行状況と、支援する会の活動をお知らせします。

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。

あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

豊通労災認定請求裁判	豊通損害賠償請求裁判	トヨタ過労自死労災認定請求裁判
過労によりうつが悪化、無理な転勤命令により自死		設計技師がパワハラ・過密労働で死亡
5月10日(火) 15時00分	5月30日(月) 16時00分	5月16日(火) 14時00分
	弁論準備	弁論準備
大阪地裁 - 岩井弁護士事務所 (TV電話)	名古屋地裁 2階201号法廷	名古屋地裁
加野青果社員パワハラ自死損害賠償請求裁判		寺井土木 関岡裁判
労災は認定。上司、先輩女性からパワハラ、いじめを受け自死。謝罪を求め提訴。		工務部長、受注工事の施工を統括管理、自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。資材置き場で自死
5月13日(金) 11時00分		5月23日(月) 15時00分
証人尋問		争点整理
名古屋地裁 1102法廷		名古屋地裁 2階201号法廷
岡崎商業高 風岡裁判		やまぜんホームズ 大迫裁判
長時間労働により過労死		過労とパワハラで自死。労災認定を求めて提訴
6月6日(月) 10時10分		6月6日(月) 11時00分
□頭弁論		□頭弁論
名古屋地裁 11階		名古屋地裁 1103号法廷
岐阜市 伊藤裁判		宇田川裁判
公園整備室長、業務をめぐって上司のパワハラ 市庁舎屋上から自死		淑徳学園校舎改造工事で青石綿が飛散。 中皮腫で死亡。
6月13日(月) 10時00分		6月21日(火) 14時00分
証人尋問		争点整理
岐阜地裁 3階		名古屋地裁 1103号法廷
市バス山田裁判		全港湾・不当解雇吉田裁判
4月21日名古屋高裁で逆転勝訴。		就労中の事故を口実に組合員差別で解雇。解雇撤回。
		5月25日(水) 11時30分
		争点整理
		名古屋地裁 201号法廷
T・S・C三輪労災認定裁判		デンソー 高比良裁判
過労による虚血性心疾患の労災認定請求訴訟		労災認定された元期間工の損害賠償請求裁判。
3月16日 名古屋地裁労災認めず 原告は名古屋高裁に控訴		3月21日 名古屋地裁は原告敗訴 原告は名古屋高裁に控訴



アンデスではゆったいと時間は流れる

事務局員 宮崎 脩一

1月25日から2月4日まで11日間、ペルーとボリビアを旅してきた。日本から地球の反対側にある国である。アンデス山脈のなかの都市は標高が富士山をこえるような高さにある。空気が薄くて、胸が苦しい。走ったり大声を出したりできない。こんなところだから、日本とは時間の流れる速度もちがう。価値観も異なる。

ペルーの首都リマの空港に着いた時、迎えのバスが来ていない。しばらく待って荷物を積み込んだら、運転手が駐車料金を支払いにいったまま、帰ってこない。10分ほど遅れてかえってきたが、彼は遅れたことを謝りはしない。トイレにいていたのか、途中で友人に出会って話し込んでいたのか分からない。日本のガイドだけが、代わりに謝っていた。

土産物を買うときに値切る交渉をしないと損をすると教えられた。しかし、チチカカ湖で葦の船をつくって水上生活をする所に上陸して、インカの模様のついた織物を買ったとき、素直で実直な家族の顔をみると、すこし値切ったことを悔やんだ気持ちになった。葦舟に乗って權をこぐ娘と父親の笑顔が素敵だった。自然のなかで、自然と共生している人間は、物を売り買いして生きている人間とは違う。人間らしい素朴な風情がある。

葦の島には太陽電池が政府から支給されて、葦を必要以上に燃料として伐採することがなくなったというし、観光客に湖の魚をとって佃煮にして売ることもなくなったという。ゆったいとすごしているこの島に

「うつ病」はないだろうと思った。

ウユニ湖という塩湖を見た。東西140km、南北100kmの大きな湖が一面の塩で出来ている。塩を20cmほど掘ると濃い塩水が出てくる。この塩の上を四輪駆動のランドクルーザーで突っ走る。時速80kmである。塩が割れないか心配になる。この塩の上に雨期に水がたまり浅い湖になると、空が湖面に映って天と地が一体になって幻想的な世界が見えることになる。私達が行ったときはエルニーニョのために水がなかったが、

80km走って対岸に水が残っているところがあった。地球はこんなにも広く、すばらしいものかと感動した。

この塩水の中にリチウム等の稀少金属が含まれていることがわかり、日本の企業も進出を考えているらしい。

真っ白な塩湖が茶色に汚れた湖になることを想像すると自然の神様になんと申し開きするのだろうか。私は白い塩を精製したお土産を買うだけで帰った。

帰国の飛行機は4時間遅れてリマを離陸し、中継地トロントに着いたときは、一日一便しかない羽田行きの飛行機は出てしまっていた。カナダ航空は謝りもせず、私達の宿泊するホテルも添乗員が努力して、3時間後にやっと決まった。

そんなわけで1日延びて11日間の旅になった。しかし、旅行保険金は1円も出ない。無事に日本についたら、航空機の遅延は責任を問われないということだった。

せせこましい日本での時間の流れ方を考えさせられました。



5月・6月の日程

月 日	事 項	時間	場 所
5月01日(日)	メーデー	9:30	白川公園
5月03日(火)	憲法施行69周年 市民の集い(憲法集会)	13:00	名古屋市公会堂
5月10日(火)	トヨタ社員過労自死労災認定裁判弁護団会議	10:00	梅村けやき通り事務所
	愛知健康センター事務局会議	10:00	事務所
	豊通労災認定裁判(TV電話)	15:00	岩井弁護士事務所
5月11~13日	韓国唐津現代製鉄所視察		
5月13日(金)	加野青果社員過労自死損害賠償請求裁判	11:00	名古屋地裁1102号法廷(証人尋問)
	労働法制改悪反対!総決起集会	18:30	ウインク愛知902号室
5月14日(土)	アスベスト対策愛知連絡会 第8回総会	13:30	労働会館2階会議室
5月14~15日	全国センター理事会		東京
5月16日(月)	トヨタ社員過労自死労災認定裁判	14:00	名古屋地裁1103号法廷
5月17日(火)	大迫裁判弁護団	10:00	愛知健康センター事務所
	労働局との懇談	15:00	愛知労働局2階会議室(ロビー集合)
5月19日(木)	関岡弁護団会議	10:00	共同法律事務所
5月20日(金)	居酒屋センター	18:00	愛知健康センター事務所
5月21~22日	過労死防止国際シンポ		大阪
5月23日(月)	トヨタ社員過労自死労災認定裁判弁護団会議	10:00	梅村けやき通り事務所
	愛知健康センター事務局会議	10:00	愛知健康センター事務所
	寺井土木・関岡労災認定裁判	15:00	名古屋地裁201号法廷
5月27日(金)	全労連東京総行動(新日鉄住金本社前など)		東京
5月28日(土)	人間らしい生活の保障を求める5・28集会	13:00	白川公園(鶴舞までデモ行進)
5月29日(日)	TSC・三輪さんの労災認定裁判を支援する会総会	13:30	安城市民会館
5月30日(月)	豊通損害賠償請求裁判	16:00	名古屋地裁201号法廷
	リニア学習会	18:30	市民会館(金山)
6月06日(月)	風岡裁判	10:10	名古屋地裁
	やまぜんホームズ・大迫過労自死労災認定裁判	11:00	名古屋地裁1103号法廷(10:30集会)
	愛知健康センター事務局会議	13:00	愛知健康センター事務所
6月10日(金)	アスベスト対策愛知連絡会事務局会議	14:00	労働会館本館2階会議室
6月13日(月)	岐阜伊藤裁判	10:30	岐阜地裁
6月18日(土)	過労死電話相談110番(全国過労死弁護団)	10:00	水野法律事務所
6月20日(月)	愛知健康センター事務局会議	10:00	愛知健康センター事務所
6月21日(火)	宇田川裁判	14:00	名古屋地裁

